

議案第 6 号

平成 30 年度基山町一般会計補正予算（第 7 号）

平成 30 年度基山町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 246,556 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,580,995 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 1 日提出

基山町長 松 田 一 也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
6 地方消費税交付金		216,000	20,842	236,842
	1 地方消費税交付金	216,000	20,842	236,842
9 地方交付税		1,026,878	3,004	1,029,882
	1 地方交付税	1,026,878	3,004	1,029,882
11 分担金及び負担金		116,980	△4,851	112,129
	1 分担金	10,109	△4,381	5,728
	2 負担金	106,871	△470	106,401
12 使用料及び手数料		99,944	2,668	102,612
	2 手数料	46,740	2,668	49,408
13 国庫支出金		1,394,092	45,660	1,439,752
	1 国庫負担金	525,909	△16,217	509,692
	2 国庫補助金	861,626	62,252	923,878
	3 委託金	6,557	△375	6,182
14 県支出金		947,386	△283,692	663,694
	1 県負担金	261,246	1,707	262,953
	2 県補助金	645,069	△285,656	359,413
	3 委託金	41,071	257	41,328
15 財産収入		147,227	2	147,229
	1 財産運用収入	5,135	2	5,137
16 寄附金		1,005,426	5,487	1,010,913
	1 寄附金	1,005,426	5,487	1,010,913
17 繰入金		1,236,967	△27,675	1,209,292
	1 基金繰入金	1,236,582	△27,675	1,208,907
19 諸収入		245,125	△3,901	241,224
	4 受託事業収入	34,328	△2,075	32,253
	5 雑入	100,170	△1,826	98,344

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		101,729	△790	100,939
	1 議会費	101,729	△790	100,939
2 総務費		2,396,581	△33,416	2,363,165
	1 総務管理費	2,213,712	△29,000	2,184,712
	2 徴税費	104,199	△1,459	102,740
	3 戸籍住民基本台帳費	63,696	△2,376	61,320
	4 選挙費	13,068	△521	12,547
	5 統計調査費	971	0	971
	6 監査委員費	935	△60	875
3 民生費		3,079,253	△15,071	3,064,182
	1 社会福祉費	1,285,915	△9,747	1,276,168
	2 児童福祉費	1,793,336	△5,324	1,788,012
4 衛生費		638,536	△25,632	612,904
	1 保健衛生費	178,996	△11,965	167,031
	2 清掃費	457,917	△13,057	444,860
	3 上水道費	1,623	△610	1,013
5 労働費		10,223	△1,278	8,945
	1 労働諸費	10,223	△1,278	8,945
6 農林水産業費		127,735	△13,192	114,543
	1 農業費	106,442	△11,435	95,007
	2 林業費	21,293	△1,757	19,536
7 商工費		87,782	△1,301	86,481
	1 商工費	87,782	△1,301	86,481
8 土木費		942,734	106,737	1,049,471
	1 土木管理費	25,506	△116	25,390
	2 道路橋梁費	389,646	△166	389,480

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
	3 都市計画費	71,192	101,032	172,224
	5 住宅費	311,313	5,987	317,300
9 消防費		260,151	60	260,211
	1 消防費	260,151	60	260,211
10 教育費		712,231	△9,233	702,998
	1 教育総務費	77,254	△1,816	75,438
	2 小学校費	132,976	196	133,172
	3 中学校費	85,249	△1,025	84,224
	4 社会教育費	209,879	△3,262	206,617
	5 保健体育費	181,569	△3,799	177,770
	6 幼稚園費	25,304	473	25,777
11 災害復旧費		797,074	△244,148	552,926
	1 農林水産施設災害復旧費	618,419	△238,684	379,735
	2 公共土木施設災害復旧費	169,397	△5,464	163,933
	4 文教施設災害復旧費	9,258	0	9,258
12 公債費		557,311	△3,005	554,306
	1 公債費	557,311	△3,005	554,306
13 諸支出金		97,836	8	97,844
	2 諸費	17,271	8	17,279
14 予備費		18,375	△6,295	12,080
	1 予備費	18,375	△6,295	12,080
歳 出	合 計	9,827,551	△246,556	9,580,995

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業	295,192
2 総務費	1 総務管理費	子育て・若者世帯の住宅取得補助金	2,100
2 総務費	1 総務管理費	プレミアム付商品券事業	1,293
3 民生費	2 児童福祉費	基山保育園等建設事業	618,807
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業（ため池改良計画概要書作成業務）	6,000
6 農林水産業費	2 林業費	道整備交付金事業（林道寺谷線道路改良）	13,016
8 土木費	2 道路橋梁費	基山保育園等建設に伴う車路線等道路改良事業	43,899
8 土木費	2 道路橋梁費	本桜・城の上線道路改良事業	27,063

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	基山駅前線舗装補修事業	5,000
8 土木費	2 道路橋梁費	三国・丸林線道路改良事業	9,940
8 土木費	2 道路橋梁費	踏切道改良事業	12,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁補修事業（小松橋・けやき台駅通り線）	7,938
8 土木費	2 道路橋梁費	基山駅前広場改修事業	19,500
8 土木費	3 都市計画費	公園施設長寿命化事業	150,282
8 土木費	5 住宅費	町営住宅等長寿命化計画策定事業	3,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教室エアコン設置事業	40,250

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校教室エアコン設置事業	34,974
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	63,868
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業	176,502
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	農林地崩壊防止事業	18,917
11 災 害 復 旧 費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	67,484
11 災 害 復 旧 費	2 公共土木施設災害復旧費	鹿児島本線近接のり面災害復旧事業	5,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業	平成61年度	6, 4 1 1 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林施設災害復旧事業 (単独)	(千円) 34,200	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	(千円) 18, 000	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 73, 000	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公共土木施設等 災害復旧事業 (補助)	(千円) 24, 000	同上	同上	同上	(千円) 14, 600	同上	同上	同上
農林施設災害 復旧事業 (補助)	(千円) 79, 500	同上	同上	同上	(千円) 3, 800	同上	同上	同上
公共土木施設等 災害復旧事業 (単独)	(千円) 29, 500	同上	同上	同上	(千円) 24, 600	同上	同上	同上

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
自然災害防止事業	(千円) 3,300	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) —	—	—	—	